

○新潟県中東福祉事務組合職員懲戒審査委員会規程

平成 28 年 10 月 6 日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 職員の懲戒処分について公正を期するため、新潟県中東福祉事務組合懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 委員会は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定に基づく職員の懲戒処分について、任命権者から諮問された事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、副管理者、事務局長、事務長、ふなおか学園長、ふなおか更生園長、フレンズポートふなおか管理者、相談ふなおか管理者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副管理者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を統括する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事の決定は、出席委員の合議による。

(関係者の事情聴取等)

第 5 条 委員会は、審査のため必要があるときは、本人及び関係者から事情を聴取し、関係者の証言または意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第 6 条 委員会は、会議における審査結果を、速やかに任命権者に答申しなければならない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。